

平成 29 年度介護人材確保・定着支援事業 介護福祉士実務者研修等受講料補助留意事項

1 趣旨

介護職員の確保が喫緊の課題となっている状況において、将来に不安がある仕事との意識が根強いことから、やりがいを感じ、成長できる職場として、定着して働き続ける環境の整備が必要である。このため、介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援するため、実務者研修受講料等の助成事業を行い、介護職員の離職防止や定着を促進することで介護人材確保を図る。

2 補助対象受講料

補助の対象となる受講料は、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修の受講料相当額（必須のテキスト代及び実習費を含む）として、当該研修を実施した県外を含む養成機関に直接支払った額とする。

※原則、施設・事業所が負担する研修受講料が補助対象であるが、施設・事業所に所属する個人が、自身の負担（一部負担であっても）で支払った受講料も補助対象とする。

3 補助対象施設・事業所

県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）は、補助対象となる介護職員（以下「補助対象者」という。）がいれば、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会、一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会又は兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会（以下「協会等」という。）に対して補助申請ができる。

ただし、補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

また、補助対象者は1施設につき5人まで（申請時に優先順位をつける）とする。

【補助対象となる介護職員の要件】

- (1) 介護職として、自施設等に就業している介護職員（採用予定者も含む）
※介護職員の常勤・非常勤は問わない。
- (2) 就業している場合、申請時において当該施設等に在籍していること。
- (3) 介護福祉士実務者研修等の修了日が、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の期間内であること。

4 補助申請手続

- (1) 施設・事業所は、3の要件を満たす者がいる又は見込となる場合は、介護人材確保・定着支援事業受講料補助金事前申請書（様式第1号）を協会等に提出することができる。
- (2) 協会等は施設・事業所から提出された事前申請に基づき、補助対象者決定通知書（様式第2号）により、補助対象者を決定する。
- (3) 決定通知を受けた補助対象者がいる施設・事業所が、補助金の交付を受けようとする場合は、介護人材確保・定着支援事業受講料補助金交付申請書（様式第3号）及び補助対象者名簿（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、協会等に申請しなければならない。
 - (ア) 実務者研修や初任者研修の受講について、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し
 - (イ) 実務者研修や初任者研修の修了証明書の写し
 - (ウ) 県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）に就業していること又は就業予定であることを証する書類の写し
例) 在籍証明書、採用内定通知書及び履歴書の写し等
- (4) 協会等は前項に規定する申請があったときは、補助金の交付について審査を行い、補助金の交付を決定したときは、補助対象施設・事業所に対し補助金を支払うものとする。

5 補助金額

本事業において補助する金額は第2条に定める受講料相当額の2分の1の費用（ただし1人あたりの上限額は50,000円）とする。

様式第2号

介護人材確保・定着支援事業

補助対象者決定通知書

平成 年 月 日

〇〇園 様

標記事業に申込いただきました補助対象者が以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

氏名	補助金額	受講講座名

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会

TEL /FAX

介護人材確保・定着支援事業受講料補助金事前申請書

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 様

介護人材確保・定着支援事業に係る受講料の補助を受けたいので、次のとおり事前申請します。

法人名			施設名		
施設所在地	〒				
電話番号			FAX番号		
優先順位	氏名	受講研修名	受講料総額	補助金額 50,000円/ 人まで	受講修了 (予定)日
1					
2					
3					
4					
5					
対象予定数			補助予定額計		

介護人材確保・定着支援事業

Q & A

区分	質問	回答
1	平成 28 年度と変更した点は。	<p>①施設や事業所が負担した受講料相当額について補助しますが、<u>個人が自身の負担で支払った場合も対象</u>であることを明記しています。</p> <p>補助金は対象施設・事業所に振り込みますので、個人が負担している場合は、必ずその個人に支払うようにしてください。</p> <p>②補助の対象（見込）の受講者がいれば、協会に対して事前の申請書を提出するようにしています。</p>
2	受講料について、施設や事業所が全て負担するのではなく、一部受講者が負担する場合でも対象となるのか。	一部を受講者が負担した場合も対象となります。
3	介護福祉士実務者研修受講費用貸付制度（県社協）、教育訓練給付金制度（ハローワーク）、キャリア形成促進助成金・成長分野等グローバル人材育成訓練（ハローワーク）等他の制度と併給することが可能か。	本事業との併給はできません。
4	申請時に社内異動があった場合は補助対象となるか。	受講修了後、交付申請時点で介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）に就業しておれば対象となります。
5	テキスト代等は補助対象額に含まれるか。	研修受講に必須のテキスト代及び実習費は受講料に含めることができます。
6	交付申請時点では在籍しているが、3月末で退職となる場合は対象となるか。	「確保・定着支援」という本事業の趣旨に反しますが、交付申請時点で在籍しておれば対象となります。ただし、事前申請時点で在籍していたが、交付申請時点で退職していれば、対象外となります。